

平成27年11月2日

教 育 長
消 防 長
市長部局の部長等 様
執行機関事務局の長
議 会 事 務 局 長

市 長

平成28年度予算編成方針について

6月30日閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015（骨太方針）」においては、地方の一般財源の総額について「平成30年度までにおいて、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とこととされた。

また、8月28日に総務省が示した「平成28年度地方財政収支の仮試算」においても、その骨太方針の内容に沿いつつ、さらに、社会保障費の増を反映した仮試算が行われたところである。

こうしたことから、平成28年度予算編成では、経常収支について、平成27年度予算と同規模を確保することができる見通しであるため、平成26年度予算から2か年実施した配分予算のマイナスシーリングは設けず、平成27年度予算を基準に配分額を設定することとした。

しかし、市の財政状況は、依然として経常収支差額を十分に確保することができない収支不足の状態にあり、さらに今後は、ごみ処理施設整備などの大型事業の実施による地方債現在高の上昇や公債費の増加などが見込まれている。

このため、歳出の見直しについては、不断に取り組んでいかなければならないが、特に、これまでの行政改革に伴う事務事業評価の結果については、予算に適切に反映

させるとともに、平成28年度からの第6次恵庭市行政改革推進計画に繋げていかなければならないと考えている。

こうしたことから、平成28年度予算編成においては、政策予算に事業採択基準を設けるなど、予算の段階から一層事業の選択と集中を進めていくものである。

平成28年度は、第5期総合計画によるまちづくりがスタートし、さらには、恵庭市総合戦略による事業も本格スタートする。人口減少社会を乗り越え、未来においても、恵庭が住みやすいまち、住み続けたいまちであり続けるため、職員が一丸となって恵庭の創生を進めていかなければならない。

こうした本市を取り巻く環境や目指すまちづくりに意を配し、恵庭の発展と持続可能な財政運営の両方が実現できるよう予算編成に取り組んでいただきたい。

1 総括的事項

- (1) 平成28年度予算編成は、これまでの一般財源配分方式を継続する。
- (2) 事業の実施においては、常に「事業の目的・必要性」に対する効果等の検証を行い、その結果を踏まえて、事業及び経費の思い切った削減・統廃合、縮小化などの検討を進めるとともに、行政評価の結果を適切に要求に反映させること。
- (3) 歳入確保については、補助制度の研究・活用及び税・料金等の課税客体の確実な把握や徴収強化を図りながら、最大限の努力を払うこと。
- (4) 平成28年度当初から特定目的基金が再編される。基金に積み立てた寄附については、目標額を設定するなど造成を目的としているものを除き、原則として翌年度には事業化し、寄附者に用途を報告できるよう活用すること。
また、再編後の基金についての具体的な活用計画を立てること。
- (5) 予算要求に当たっては、各部内におけるマネジメント調整機能を十分発揮し、単に数量・単価等に伴う増額要求や政策予算要求を行うことなく、常に「最少の経費で最大の効果」を挙げるための視点を持ち、既存事業の見直しを積極的に行うこと。
- (6) 平成28年度予算要求においても、引き続き一般財源配分方式により予算の配分を行うこととするが、配分内の予算要求事業についても原則として査定対象とすることから、要求内容について、予め十分精査しておくこと。
- (7) 国においては、地方創生を政府の重要政策と位置づけ、様々な政策パッケージを用意していることから、事業実施に当たっては、情報収集に努めるとともに、財源確保に取り組むこと。
- (8) 平成28年度予算編成においても、市民と行政の相互理解を深めるために、予算編成の情報共有化を進めることから、積極的な情報公開を行うこととするものであること。

2 具体的事項

(1) 歳入

国においては、税と社会保障の一体改革に伴う制度改正をはじめ、国が進める「地方創生」に関連する制度改正などが予想される。そうした制度改正に伴う国庫補助制度等の見直しに留意した上で予算要求を行うこと。

①市税

見積りに当たっては、景気の動向や特に税制改正等を十分勘案し、課税客体を的確に捕捉したうえで見積りを行うこと。また、税負担の公平を期し、徴収率の向上、債権の早期回収、滞納整理等適切な徴収管理に引き続き努めること。

②使用料、手数料、負担金、諸収入

平成29年4月からの消費税率の引上げと同時に、受益者負担の原則、住民負担の公平性確保の観点から、諸物価の動向や管理運営費等との関係、他市の状況などを勘案して受益者負担の措置がとれるよう使用料及び手数料の額等を見直すこととしている。

料金負担を求めているものや減免を設けているものについては、その適確性を検討し、適正・的確な額となるよう検討を進めること。

また、市税と同様、賦課客体の確実な捕捉・チェック、収納率の向上、収納の強化に努めること。

③国庫・道支出金

国庫・道支出金の見積りにあたっては、補助制度そのものが見直しとなることも予想されることから、今後、国や道の動向把握に努めること。

また、補助事業については、その実施に伴う市の負担や後年度の補助の有無等も考慮し、必要性や事業効果等について十分検討したうえで選択すること。

④財産収入

具体的な活用計画がない行政財産の遊休市有地については、早急に普通財産として整理し、売払い等による歳入財源の増収確保に努めること。

(2) 歳出

①政策的事業経費の要求について

政策的事業として内示（政策ランク A・B・C）を受けたものについては、事業の必要性や積算内容を再度精査のうえ要求すること。

B・Cランクの事業については、予算査定時において事業実施の可否について判断を行うものであることに留意すること。

政策的判断を要するにも関わらず、予め政策的予算要求を行っていないものについては要求を認めないので留意すること。また、政策的経費は「配分対象外経費」とするものであること。

②政策的事業経費のうち翌年度以降の要求について

平成27年度予算において、政策的経費として予算化された事業のうち、翌年度以降、経常的に発生する経費については、「来年枠」として要求すること。

③臨時的経費の要求について

①、②を除く臨時的な経費で、単年度に限った経常経費のうち、一般財源ベースで30万円以上の増額要求については、臨時的経費要求を認めるものであるが、30万円を超えるからという理由で安易に臨時的経費として要求するのではなく、配分枠内での対応を基本とし、現にやむを得ない経費についてのみ、臨時的経費として要求すること。

④配分対象経費の組替えについて

①、②、③を除く経常経費の増額要求については、次の取り扱いとする。

- ・一般財源配分予算額内で組み替えて要求すること。
- ・組み替え可能経費の区分は各部に配分された「一般財源配分」内の経費（配分対象経費）とする。したがって、「人件費、臨時・非常勤職員賃金・共済費、扶助費、指定管理料、債務負担、長期継続契約の一部、公債費、積立金、投資及び出資金、貸付金、特別会計繰出金」は、組み替え対象外である。
- ・なお、組み替えについては、市民の声を活かし、部の独自性のある取り組みを行うよう努めること。
- ・特に、過去に流用している細節については、必要金額についてよく検討し、流用を要さないように組み立てること。

⑥平成28年度における臨時事務補助の賃金の要求は、平成27年度ベース（平成26年度対比で賃金1か月削減）となるので留意すること。

⑦その他（配分予算の取扱い）

- ・ 臨時的経費要求がない場合、部に配分した予算については査定を行わない。
- ・ 臨時的経費要求がある場合、各事業について過去の実績（決算額等）を参考に適正金額の検証を行い、配分後に査定を行う。
- ・ 新規・拡充事業、制度改正を伴う事業、要求区分の変更（部内組替⇔臨時）などは、必要に応じ査定を行う。